

第 18 回 防災対策指針検討会 議事録

1.開催日時：平成 21 年 7 月 8 日（水）10:30～12:25

2.開催場所：日本電気協会 4 階 C 会議室

3.参加者（順不同，敬称略）

委員：岩崎主査(関西電力)，森(中部電力)，田中(中国電力) (計 3 名)

代理：海野(東京電力・斎藤)，小野寺(北海道電力・早川)，菅(東北電力・飯塚)，磯野(四国電力・高橋)，
木庭(九州電力・田尻)，山本(日本原子力発電・沼田)，阿部(日本原子力研究開発機構・山本)
(計 7 名)

欠席：中田(北陸電力) (計 1 名)

オブザーバ：辻(関西電力)，齋藤(電源開発) (計 2 名)

事務局：糸田川，井上(日本電気協会) (計 2 名)

4.配付資料

資料 No.18-1 第 17 回防災対策指針検討会議事録(案)

資料 No.18-2 原子力規格委員会 運転・保守分科会 平成 21 年度活動計画

資料 No.18-3 JEAG4102-200X「原子力発電所の緊急時対策指針」本文(案)

資料 No.18-4 JEAG4102-200X「原子力発電所の緊急時対策指針」解説(案)

資料 No.18-5 原子力緊急時事態等で原子力事業者が使用する連絡様式について

資料 No.18-6 JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定骨子(案)

参考-1 防災対策指針検討会委員名簿

5.議事

(1)定足数確認

代理出席者 7 名について、主査の承認を得た後、事務局より、委員総数 11 名中出席者は 10 名で、決議に必要な定足数である 3 分の 2 以上(8 名以上)を満足していることが報告された。

(2)副主査の指名，常時参加者の承認

岩崎主査から，副主査として海野氏(東京電力)の指名要請があったが，事務局から次回の運転・保守分科会で正式に検討会委員として承認された後となるとの説明があった。また常時参加者として森谷氏(東京電力 今回欠席)が承認された。

(3)前回議事録の確認

事務局より、資料 18-1 について説明が行われ、正式な議事録として了承された。

(4) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」について

主査より、資料 18-3,4 に基づき JEAG4102 案の本文と解説の変更点についての説明が行われた。また、資料 18-5 に基づき、通報様式に関して、前回の議論に基づく放射性物質の放出評価を含む使用方法等の明確化のための第 10 条通報・第 25 条報告・第 15 条報告の各通報様式等の説明が行われ審議した。審議の結果、本日の審議を踏まえ、軽微な修正については主査に一任することを前提に、次回の運転・保守分科会で中間報告(資料 18-6 により、パワーポイントで説明)することが全員の挙手により承認された。

(主な説明，コメント等)

・本文の構成としては、3. 原子力災害予防対策、4. 緊急事態応急対策等、5. 原子力災害事後対策を 3 本柱とし、原子力災害予防対策では法令の要求事項を中心に記載している。また各章毎に目的を付けて各々の位置付けを明確にした。

・本文では電力として実施しなければならない必須の事項を記述し、解説には推奨事項、運用の事例等を纏めた。

[JEAG4102-200X 本文案] 資料 No.18-3

・関係指針類で「環境放射線モニタリングに関する指針(平成元年3月)」と「緊急時モニタリング指針」が「環境放射線モニタリング指針」に統一されたことに伴う変更と、現在、安全設計分科会で検討されている「原子力発電所緊急時対策所の設計指針(JEAG4627-200X)」及び記載漏れであった「原子力発電所放射線モニタリング指針(JEAG4606-2003)」の追記を行った。

・目次のページ数は見直し、「7.記録」(31 頁)の項番は 7.1,7.2,7.3 に訂正。

【JEAG4102-200X 解説案】資料 No.18-4

・解説図-1～4 は原子力災害事後対策の特定事象の基準として、10 条、15 条の基準を示した。元々は平成 12 年の防災基本計画を作った時に電力共通の目安としたものだが、その後最終結論が得られたものではないが、保安院と調整して条文の解釈的なものをここに記載した。これも今回作成の大きなポイントになっている。プラントによって違うので基準(例)として解説に載せた。

P16,17 が 10 条の BWR P18,19 が 10 条の PWR

P20,21 が 15 条の BWR P22,23 が 15 条の PWR

・原子力防災資機材(24,25 頁)は設置する資機材を定義し、配備場所、点検内容や点検頻度等を提示している。これは可能な限り JIS 規格を準用する様にしている。

・原子力発電所に備える原子力防災資料(28 頁)では、原安委の指針をベースに記載した。

・解説表-11「広報活動の内容及び方法」の「広」を挿入

・解説表-8(29 頁)の(4)応急処置施設とは具体的に何か。

使用される名称としては色々あるが、一般的に医療処置室と言われている施設で、担架、医療器具、除染施設等を設置した所を言っている。ちなみに(1)緊急対策所、(2)緊急時放送装置、(3)気象観測設備は名称は違うが省令 62 号の電気工作物の技術基準に該当する設備である。これら設備設置は省令で求められるが、その運用は JEAG の方で決めることになる。

・本文と解説を一冊に合体するのか。

作成においては2つに分けた方がやりやすいので分けているが、最終的に一冊に纏める予定である。

・解説の推奨事項については各電力の判断で今後の事業計画に反映していくという事で合意を得ている。

特に通報様式については統一的に扱った方が良いので、本指針の制定後は使っていく様にしたい。

【連絡様式】資料 No.18-5

・昨年5月、防災指針の改正に伴い、同指針の添付資料であった「異常事態通報様式」が削除されたため、防災関係機関に公開する際に統一された様式で、従前のものより簡潔なものにして JEAG で規定することにした。ただし、従来の「異常事態通報様式」の中の一項目であった「応急時処置の概要」が原防災第 25 条報告として義務化されたため、その名称に変更した。

・保安院にも説明をしていたが、事故故障対策室にも説明する様にとの要請があって、改めて専門のセクションへの説明を考えている。その時にこの様な通報様式とか JEAG を作る事自体についても国土交通省に説明するよう言われている。民間規定なので自主的に作れば良いのだが通報の受け手が規制側という事もあって意志の疎通を図ろうとしている所である。

・保安院への説明を行ったとのことだが、どの部署に対して行ったのか。

本検討会に保安院からオブザーバー参加して頂いている原子力防災課の方にこの場で説明している。それが説明と言えるかどうか判らないが、その場で助言を貰っている。

・これが制定された場合には、指針とは言えこの様式を使わざるを得なくなってしまうということなのか。

現状は何もない状態で「異常事態通報」に替わるものとして統一の取れた様式を定めるという事からそれを念頭に置いて作っている。ただ反映するタイミングは今直ぐと言う訳ではなく、リードタイムもかなり長くなり、自治体の意見も反映していく必要がある。今まで説明も行っていないので、それは各電力が防災業務計画で JEAG にこの様に定められているので使いたいという事を説明することになる。

・という事は相手となる自治体が違うので、事業者毎に違う様式になることもあるということか。

そういうこともあり得る。

・25 条報告で2時間以内に発行しなければならないという事も縛りになるのか。

防災基本計画の中では「定例的に報告すること」となっている。一方防災訓練関係では30分毎に報告することになっていて、要はプレスに対して情報を途切れさせるとのことである。プレスの対応窓口となるオフサイトセンターに途切れずに情報を提供することを前提としてそれに合わせて2時間毎とした。

・本来的には法的な縛りはないのだが、JEAG では2時間という拘束条件が出てくることになる。

そのため JEAG 制定に当たっては事業者の合意が必要という事だ。これはある意味、トラブル連絡と同じである。この方式を取るか防災基本計画で行われている定例会を取るかという事になり、実際には情報を途絶えさせない方が重要だと言う事で2時間を設定した。定例的に情報を出す方が緊急時においては混乱をより少なくするという実質的な効果もある。

- ・連絡様式に実際に記入しようとするとなかなか難しい所がある。放射性物質の放出評価と言うのは、相手も意味がわからなければ意味がない。発信する側と受け取る側がどういうコミュニケーションをしているかという事が問題である。防災指針ではそこまで書いてなかったために色んな解釈が出てきた。
- ・放射性物質の放出評価を2時間毎に実施するという事が。
そうではなくて、この連絡を送信するのが2時間毎と言う事である。
- ・という事は、項目も場合によってはブランクのままでも良いという事が。
その事については、期待の度合いによって1回でも良い場合もあるし、2回以上必要となる場合もあるということだが、15条以降では明らかに放射性物質の放出が予測される様な場合、あるいは既に放出されている場合にはその状態を書けば良いので、一般的には1回だけで良く、2回3回とは要らないと思われる。緊急事態宣言が出た後に書くことによって放射性物質放出の数字が一人歩きして混乱させるのではないかという意見もあるし、一方で防災指針では書くことを求められている事も事実である。規格としてどのようなポジションを取るかという事だが、防災指針で求められている事は書くべきであろうと判断した。これに関連してはツールの問題も発生する。つまり拡散解析のコードの有無、事象を予測する機能があるかどうか、それによってここに書ける内容も異なってくる。
- ・この様な連絡様式を作るといふ検討会の方向性は承認されているが、書き方等は保安院対応もあり変更も可能である。ただ基本的には自主的に作成するというスタンスに変わりはない。

【活動計画】 資料 No.18-2

- ・平成 21 年度中に JEAG4102 改定案を規格委員会に上程する予定である。

【改定骨子(案)】 資料 No.18-6

- ・分科会から新知見の取り込み、判断基準の明確化等の要請があり、これらを反映すると共に制定の目的も変更した。
- ・何を狙って作ったのかは記載範囲の検討に示す。地域防災との関係で検討を進めていくにつれて防災対策業務に差が出てきているが、それらの共通部を本文に記載し、推奨事項、事例、作成経緯等は解説とした。国内外規格と対比することによって漏れがないことを確認している。
- ・Code/Guide についても検討し、原災法では既に仕様規格まで規定されているので民間規格は必要でないこと、及び、全ての地域防災計画との抵触性を確認できないことから、JEAC 化(コード化)は適さないことから、JEAG としたことの説明も記述した。
- ・JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」の策定を受けてどうするかが一番のポイントである。設計指針としては防災時に想定されるものは上限がないため、一定の緊急時を想定して設計をせざるを得ない。その設計を超えた場合が運用での対応で、緊急時対応となる。そうなった時に運用としてどう対応していくかという事になる。運用についてはまだ考えが固まっていないため、今のところ考えられるものを記述した。緊急時対策所の環境悪化に対する放射線モニターの設置、放射線量の測定、警報を発生すること、それから滞在期間を担保する対応として5日間の連続対応を想定しているが運用としてどう担保するか。具体的には仮眠場所、トイレ等は設計指針で対応されているので、水、食料等を担保するという事に言及するかどうか課題となっている。この内容を書かないと分科会には出せない。
- ・「運用例として求められる事項」を本文に入れるとすると何処になるのか。
入れるとすると「4. 緊急事態応急対策等」に入る。「4.2.4 応急措置の実施」の中に「防災要員の被ばく」として、例えば「・・・緊急対策所について線量評価を確認し適さない場合は代替措置を取る。」との要旨を記載することになるかと思われるが、具体的にはもう少し検討したい。
- ・緊急時対策室に線量モニターが置いてあるプラントはあるか、米国では必須要件だが。
資機材に線量計は含まれているので、それによって測定することになるが、新たな機材を用意するという事ではなくて緊急時にそういう事をやりなさいと言う事の規定である。ターンバック線量と言って、撤退する時の線量を決めるのは難しいのだが、取り敢えず線量を測定し適しているかどうか判断しなさいという事である。
- ・以下の誤記訂正のこと (9,10 頁)
JEAG4612 JEAG4102
安全設計分科会 運転・保守分科会
緊急時対策指針検討会 防災対策指針検討会

- ・運転・保守分科会に中間報告として出す資料はパワーポイント(PPT)だけか。
説明は PPT で行うが指針本体もできているのであれば提示しても良いが、説明はしない。
- ・その時点から変更があればどうするのか。
中間報告からの変更については、特に大きな変更があれば説明するとよい。
- ・規格委員会に来年3月上程という事であれば分科会での中間報告は今年8～9月には必須である。
- ・PPT で如何に分かり易く説明するかがポイントである。今回はあくまで中間報告であって審議ではないので概要、位置付け、作成状況等の説明が主となる。
- ・PPT に指針の目的は書かないのか
9 頁の後に各章毎の目的、要旨を書く。

6.その他

- ・指針案及び分科会中間報告説明用パワーポイントについてのコメントがあれば主査まで連絡することとした。
- ・次回検討会の開催日程は、別途調整し、連絡することとなった。

以上